

神戸市外国人学校助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、外国人学校の教育環境の向上を図り、外国人が住みやすいまちづくりを進めるとともに、外国人学校との交流による市民の国際理解を促進し、神戸市の国際化を推進するため、神戸市が行う外国人学校助成金（以下「助成金」という。）の交付等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象となる者は、市内において外国人学校（専ら外国人を対象とした、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校に類似する教育機関で、同法第134条第2項において準用する同法第4条第1項の規定により設置の認可を受けたものをいう。）を設置する準学校法人、宗教法人及び財団法人（以下、「対象法人」という。）とする。

(助成の対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、学校の施設整備・充実、教材・教育用備品整備、教職員の研修事業、地域等との交流事業など外国人学校における学校教育環境の充実を目的とした事業に要する経費とする。

(助成金の上限額)

第4条 助成金は、助成対象事業に係る経費のうち、予算の範囲内で所管局長が、各外国人学校の生徒数規模をもとに国際性や多文化共生への取組実績を加味した別に定める配分基準により算定した額を上限として交付する。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする対象法人は、毎年所管局長が定める日までに、助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類その他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記1）
- (2) 教職員組織表（別記2）
- (3) 教職員配置表（別記3）
- (4) 在校児童生徒数調書（別記4）
- (5) 学校施設調書（別記5）
- (6) 収支予算書（助成を受けようとする年度のもの）
- (7) 収支決算書（助成を受けようとする前年度のもの）
- (8) 財産目録
- (9) 交流事業等実績調書（別記6）

(助成金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による助成金の交付の申請を受理した場合は、速やかに交付申請書その他の書類を審査し、申請内容が適切であると認めたときは、助成金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付条件等)

第7条 助成金の交付決定を受けた対象法人（以下、「助成法人」という。）は、交付決定を受けた年度内に補助対象事業を完了しなければならない。

2 助成金は、交付決定を受けた助成対象事業に係る経費以外の経費に使用してはならない。
(変更・中止、取下げ)

第8条 助成法人が、助成対象事業を変更し、又は中止しようとする場合は、速やかに助成金交付決定内容変更承認申請書(第4号様式)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理した場合は、速やかに申請書等を審査し、変更事項又は中止を承認すべきと認めるときは、助成金交付決定内容変更承認通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

3 助成法人が申請を取り下げるときは、速やかに助成金交付申請取下書(第6号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。
(事業の遂行状況報告等)

第9条 助成法人は市長から事業の遂行状況の報告を求められたときは、当該報告をしなければならない。
(事業完了実績報告)

第10条 助成法人は、事業完了後1ヶ月以内又は交付決定を受けた年度の翌年度4月末までのいずれか早い時期に、事業完了実績報告書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、助成法人の事業年度が4月から3月までとは異なる場合は、事業完了実績報告書には予定を含んで記載することができる。

2 前項ただし書きの場合は、当該助成法人は、すべての事業の完了後1ヶ月以内に、事業完了実績報告書を再提出しなければならない。

3 事業完了実績報告書には、市長が必要と認める資料を添付するものとする。

4 兵庫県外国人学校振興費補助の交付を受け、兵庫県に対し公認会計士等の監査報告書を提出する助成法人は、その写しを助成を受けた翌年度6月末までに市長に提出しなければならない。
(助成金額の確定)

第11条 市長は、前項第1項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、助成金の額を確定し、助成金額確定通知書(第8号様式)により、助成法人に通知するものとする。
(助成金の交付)

第12条 助成法人は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金請求書(第9号様式)を所管局長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに助成金を助成法人に支払うものとする。
(証拠書類の整備)

第13条 助成法人は、契約書、領収書等事業を実施したことを証する書類を整備し、これらの書類を5年間保存しておかなければならない。
(調査に対する協力義務)

第14条 助成法人は、助成の申請の際に提出した書類に記載した事実、助成金の使途に関し、市長が必要な調査をしようとするときには、これに協力しなければならない。
(交付決定の取消し)

第15条 市長は、助成法人が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定、又は交付を受けたとき
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき
- (3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 221 条第 2 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- (5) 第 8 条第 3 項による申請の取下げを承認したとき
- (6) 学校が閉鎖又は廃止になったとき
- (7) 第 10 条第 2 項による再提出の結果、助成対象経費が助成交付額に達しないことが判明したとき
- (8) 前条の調査により、助成対象経費が助成交付額に達しないことが判明したとき
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき又はこの要綱の規定に基づく市長等の指示に従わなかったとき

2 市長は前項の取消しの決定を行なった場合は、その旨を助成金交付決定取消通知書（第 10 号様式）により当該助成法人に通知するものとする。

（助成金の返還）

第16条 市長は前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において当該取消しに係る部分について既に助成金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

2 前条の(1)から(4)に該当し、助成金の返還を求められた助成法人は、市長が特にやむを得ない事情があると認める場合を除くほか、その命令に係る助成金の受領の日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95%を乗じて得た金額に相当する加算金もあわせて納付しなければならない。

（施行の細目）

第17条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、所管局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 1 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。